

# 信用金庫ローンは 選べる<mark>3</mark>つの「団信」で安心

商品名	加入形態	保障内容	
一般団信	単 独 複数加入	死亡 高度 余命 6ヵ月	
3大疾病団信	単 独 被 複数加入	死亡 高度 余命 6ヵ月 3 大 疾病	
しんきんフルサポート団信	単 独 複数加入 複数加入 <b>複数加入</b>	死亡 高度 余命 6ヵ月 3 大 張期	

※信用金庫団体信用生命保険(信用金庫団信)とは信金中央金庫を保険契約者、信用金庫(以下、金庫といいます) を保険金等受取人とし、金庫からローンを借り入れている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が 保険期間中に所定のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が保険金等を保険金等受取人である金庫に 支払い、その保険金等が被保険者のローンの返済に充当されます。

※現在の健康状態や過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合があります。





用 金 J 信 案 内

信

## 信用金庫団信 商品ラインナップ

種類	一般団信	3 大疾病団信	しんきんフルサポート団信		
商品名	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	3 大疾病保障特約付リビング・ ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険・3 大疾病 保障特約付リビング・ニーズ特約付団体 信用生命保険		
支払事由	死亡・高度障害 余命6ヵ月以内と判断されるとき(*1)	死亡・高度障害 3大疾病 余命6ヵ月以内と判断されるとき(*1)	死亡・高度障害 3 大疾病 就業不能 余命6ヵ月以内と判断されるとき(*1)		
特徵	万一、死亡または高度障害状態の場合、余命 6ヵ月以内と判断されるとき(*1)にローン残 高相当額の保険金が支払われます。	一般団信の保障に加え、3大疾病(悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中)で所定の 状態に該当されたときにローン残高相当額の 保険金が支払われます。	3大疾病団信の保障に加え、働けない状態(就業不能状態)が3ヵ月を超えて継続したときローン返済額と同額の給付金が支払われ、さらに就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したときにローン残高相当額の保険金が支払われます。		
加入方法	単独 付保割合設定 (合計で10割)	単独 付保割合設定 (合計で10割)	単独 付保割合設定 (合計で10割)		
保険金額 (*2)	2億円以内	2億円以内	1億円以內		
健康診断結果 等の提出	1億円超のとき 保険会社所定の専用診断書が必要	5,000万円超のとき 保険会社所定の専用診断書が必要	5,000万円超のとき 保険会社所定の専用診断書が必要		
追加診断書の 提出	告知内容によっては保険会社所定の追加診断書の提出が必要になります。				
加入時年齢 満18歳以上 満70歳未満		満18歳以上 満51歳未満	満18歳以上 満51歳未満		
脱退	満80歳に達した年の 12月末日	満75歳に達した年の 12月末日	満75歳に達した年の 12月末日		
上乗せ金利	なし(金庫負担)	+年0.20%	+年0.30%		
<b>こんな方に</b> 上乗せ金利なしで、ベーシックな保障を ご希望の方		「悪性新生物」だけでなく、3 大疾病(悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中)にも備えたい方	手厚い保障が必要な方		

- ●ご加入後は他の団信制度への切り替えはできません。
- ●上表は、付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。
- (\*1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
- (\*2)加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて「一般団信」「がん団信」「3大疾病団信」「しんきんフルサポート団信」を通算して2億円、かつ「しんきんフルサポート団信」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して1億円となります。
- ※リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。

#### 詳しくはお近くの〈東奥信用金庫〉窓口にお問い合わせください。

東奥信用金庫



〈お問い合わせ先〉

上乗せ金利引き下げキャンペーン実施中! 上乗せ金利一律 +年0.15% 2024年9月30日(月)まで

## リビング・ニーズ特約付 **一般 可信**

保障内容 死亡 高度 障害 命ヵ月

#### 団体信用生命保険とは

団体信用生命保険 (団信) とは、住宅ローン等のお客さま (被保険者) に 万一のことが発生した場合に、生命保険会社がローン残高に相当する保 険金を信用金庫に支払うことで、お客さまに代わり、住宅ローン等を返 済する制度です。



#### ■ 団体信用生命保険の保障のイメージ

- ●死亡
- ●高度障害
- ●余命6ヵ月以内

保険金を 返済に充当



お客さま

万一の際に連絡



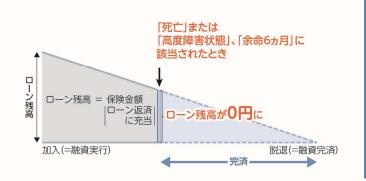
信用金庫



生命保険会社



#### お1人でご加入の場合



#### 複数でご加入の場合

例:借入金3,000万円、 ご夫婦それぞれ付保割合50%でご加入の場合



保険金額=ローン残高×付保割合(%)

#### 留意事項等

●加入対象者 新たにご融資を受けられる方のうち、満 18 歳以上 70 歳未満で生命保険会社がご加入を承諾した方。

②保険期間 債務の償還期間、定められた期間または満80歳に達した年の12月末日までとなります。

**③連帯債務** 連帯債務の場合には、連帯債務者間で債務に対する付保割合を設定して加入することができます。

◇加入手続き 融資が実行されるまでに「申込書兼告知書」をご提出のうえ、加入諾否をご確認ください。なお、借入金額(保険金額)が1億円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知

の内容によっては医師の診断書(\*\*)等をご提出いただくことがあります。 ※診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただきます。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ず ご確認ください。

#### 信用金庫「一般団信」の概要

保険名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金(=債務残高)を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。
支払事由	保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命が6ヵ月以内と判断されるときに保険金が支払われます。 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて・信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)を通算して2億円、かつ「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して1億円となります。※リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。
保険金が 支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金をお支払 いできないことがあります。)	<ul> <li>○保障開始日から1年以内に自殺されたとき</li> <li>○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>○戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>○告知義務違反による解除</li> <li>○詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)</li> <li>○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li> </ul>
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は借り換え日、債務引受の場合は債務引受日)または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
この契約からの脱退	○保険金のお支払い事由に該当されたとき ○債務(融資金額)を完済されたとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます) ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)が賦払償還債務でなくなったとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の債務者でなくなったとき ○満80歳に達した直後の12月31日
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)

- ・上記「信用金庫団信制度 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は住宅ローン等(事業性資金は除く)に 付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

# リビング・ニーズ特約付3大次に

保障内容 高度 障害 3大 疾病

上乗せ金利+年 0.20%

- 保険期間中に「死亡」「高度障害状態」に該当されたときに保険金が 支払われます。
- 保険期間中に所定の 3 大疾病 (悪性新生物・急性心筋こうそく・脳 卒中)(\*1)に該当されたときに保険金が支払われます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき(\*2)に保険金が支払われます。



#### 万一の場合、3 大疾病にかかった場合の住宅ローンのご返済に安心を!

・ン残高

●「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき

●所定の3大疾病に該当されたとき

●「余命6ヵ月以内」と判断されるとき

「死亡」「高度障害状態」に該当

3 大疾病に該当

余命6ヵ月と判断

ローン残高が リ円に

残高

ローン残高がの円に

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

#### 3 大疾病における死亡の平均発生間隔

がんによる死亡は1分23秒に1人発生しています







内容の詳細については 二次元コードより 動画でもご確認 いただけます。

注:「心疾患」は高血圧性を除く心疾患。「不慮の事故」には交通事故を含む。 (出典) 厚生労働省「令和 3 年 人口動態統計」

#### ご加入について

#### 加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、 生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。 ただし、以下に該当する場合は、3 大疾病団信にはご加入 いただけません。

●がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

#### 加入手続き

「加入申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「団体信用生命保険専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただきます)。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

(\*1) 3 大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中については、申込書兼告知書をご参照ください。 (\*2)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

#### 信用金庫「3大疾病団信」の概要

/口1/全	夕折		2 + 疾病保障性幼母1	レング、ラブ性処分団体信用化合保险	
保険名称 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 2の保険は、信令中央会院を保険初め者、信用会院を保険会受取したし、信用会院の住宅ローン第(唐業歴済会					
特徴			この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金(=債務残高)を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。		
死亡保険金			保険期間中に死亡されたとき。		
		障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき。		
支払事由	リビ特約	ング・ニーズ 保険金	保険期間中に余命6%)余命の判断は、	5月以内と判断されるとき(※) 医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。	
	3	悪性新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始目前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。		
	大   疾	急性心筋こうそく	・所定の急性心筋こう 60 日以上、労働の制限を必要とする状	ちを原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき そくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では 態)が継続したと医師によって診断されたとき そくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において とき	
		脳卒中	<ul><li>・所定の脳卒中を発病 運動失調、麻ひ等の</li></ul>	ちを原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたと	
保険金額			債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて・信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)を通算して2億円、かつ「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※)」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して1億円となります。 ※リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。		
			次のような事由に該当	áする場合は、保険金をお支払いできません。	
			名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	
保険金が支払われない場合		に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またに 死亡保険金 の・大教育保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース 特約保険金) 高度障害保険金 (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大な事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた ます)		<ul> <li>(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(5)告知義務違反による解除</li> <li>(6)詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(7)重大な事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます)</li> <li>(8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当された</li> </ul>	
		(2) 保障 き き (3) 保障 転移 (4) 告知 (5) 詐欺 (6) 事大が (7) 保障		(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されていると き 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・ 転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます) (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中 に該当されたとき	
保障	開始日		融資実行日(借り換え融資の場合は借り換え日、債務引受の場合は債務引受日)または幹事生命保険会社がご加え を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。		
この	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・保険金の支払事由に該当されたとき・債務(融資金額)を完済されたとき ・満75歳に達した直後の12月31日 ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)が賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の債務者でなくなったとき				
引受	引受保険会社 複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)				

<ご注意>この「信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等(事業性資金は除く)に付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

#### リビング・ニーズ特約付

# しんきんフルサポート団信

 保障内容

 死亡
 高度 余命 6ヵ月

 3大 余病
 長期 就業不能

上乗せ金利+年 0.30%

- 3大疾病団信の「死亡」「高度障害状態」「3大疾病」の保障に加え、すべての病気やケガ(※)による就業不能状態を幅広く保障する商品です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障害状態、3大疾病(\*1)に該当されたとき、または長期就業不能保険金のお支払事由に該当されたとき保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当されたときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が支払われます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき(\*2)に保険金が支払われます。

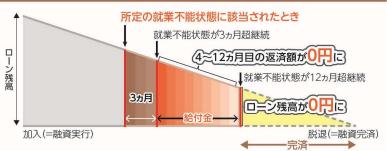
#### 保障①

「死亡」「高度障害状態」「3大疾病」 「余命6ヵ月」に該当の場合

### ア亡」「高度障害状態」「3大疾病」 「余命6ヵ月」に該当されたとき ロージ残高がの円に 加入(=融資実行) 脱退(=融資完済)

#### 保障2

「就業不能状態」に該当し 「就業不能状態」が継続している場合



#### 保障範囲

しんきんフルサポート団信なら、あらゆる就業不能状態を幅広く保障するので安心です。





# 内容の詳細については 二次元コードより 動画でもご確認 いただけます。

#### 「就業不能状態」とは(※)

#### [入 院]

#### [病院]または「診療所」への治療を目的とした 「入院」 をしていること

- ▶上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当した
- ものとします。 ●医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- ②上記●の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 「在宅療養」

#### 以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による 「在宅療養」をしていること

- ●身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が 必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外へ の外出等がほぼ不可能となったもの
- ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
- ▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

※被保険者の精神障害および被保険者の薬物依存はお支払対象となりません

- (\*1)3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中については、申込書兼告知書をご参照ください。 (\*2)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
- この保険の詳細については、「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

#### 信用金庫「しんきんフルサポート団信」の概要

保険名称	3大疾病保障特約付リヒ			団体信用就業不能保障保険	`
特徴	の融資を受けている債務	S者を被保険者とす	、信用金庫を保険金等受取 <i>。</i> する生命保険契約です。被保 金等受取人である信用金庫に	『険者が保険期間中に支払事	由に該当された場合に、引
保険金等名称	死亡 保険金 リビング・ ニーズ特約 保険金	高度障害 保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保険金額等	情務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて・信用金庫リビング・エーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫がん保障特約付リビング・エーズ特約付団体信用生命保険(※)・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・エーズ特約付団体信用生命保険(※)を通算して2億円、かつ「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・エーズ特約付団体信用生命保険(※)」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して1億円となります。※リビング・エーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。				
	○告知義務違反による解	  除		る取り消し・不法取得目的	による無効の場合
		○保障開始日より こうそく・脳 <sup>2</sup>	りも前に発生した傷害や疾病 卒中になられたとき(その傷 支払いの対象とはなりません	病を原因として高度障害状態 瘍害や疾病について告知いた	や就業不能状態、急性心筋 だいたうえでご加入された
保支場 (記由場険払こす) おなす、おなり、おなす、おなり おなす、おなり おなります。)	険より ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	ら自き被意障当保た取よは態た戦変亡障当1殺 保に害さ険は人り高にと争乱ま害さり、 の高にと者金意言さ のよりにとれれ 者り態たとうので度談きそにた状れと、の高にと者金意まきさ のよは態た以れ がいい ののでは、 の高にと がしました。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 のの	悪いい本で、 の内とき 日にの転 と が の内とき 日にの転 を が いい本で、 の内とき の内定・き は と いい本で、 の内とき の内定・き は と は な の内とき の内定・き は と は な の内とき の内定・き な は な の内とき の内定・き な と は な の内とき の内定・き な と は な の内とき の内定・き な と は な の内にの転 と の内定・き な の内にの転 と の内定・き な が のの内にの転 と の内定・さ な が のの内に の の内に の いっと の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	また保険は、	運転資格を持たないで運転はないで運転はないで運転を決している場合ででである。 一であっても、それを裏付のであっても、それを裏付のであっても、それを裏付のであっても、であってものないもの(その症状のの戦争その他の変もい精神障害業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団事項に関するご説明」の『長よび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなび就業不能給付金のおきなが
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約 からの脱退	<ul> <li>○保険金の支払事由に該当されたとき</li> <li>○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の債務者でなくなったとき</li> <li>○債務(融資金額)を完済されたとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます)</li> <li>○満75歳に達した直後の12月31日</li> <li>○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)が賦払償還債務でなくなったとき</li> </ul>				
* 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥ 1上肢の用を全く永久に失ったもの、⑥ 1上肢の用を全く永久に失ったもの、⑥ 1上肢の用を全く永久に失いたかっ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 9 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの・ 8 1 上をの悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3 保険金等の支払いについて」をご参照ください。					
引受保険会社	複数の生命保険会社によ (事務幹事会社:明治安E		社)	明治安田生命保険相互会社	<u> </u>
				<del></del>	

- 上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等(事業性資金は除く)に付帯される保険の概要を説明したものです。
   これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。